

精神障害者の就労支援における 医療機関との連携の必要性

1. 最初の相談先が主治医

▽精神疾患のある者が就労について最初に相談するのは、主治医である場合が多い。

▽障害を前提とした福祉施設や労働機関に相談に行くことに抵抗感を持つ者も少なくない。

2. 継続的に医療が伴う

▽就活に伴う環境変化や就職後の体調変化を支える
▽状況変化や再発等の予兆をキャッチ

3. 医療機関と就労支援機関の間に存在する「就労に関する意識ギャップ」の是正

▽企業就労は無理との思い込み
▽安易なフルタイム可能の判断

連携に向けた意識と情報の共有

1. 医療機関の研修

- 精神障害者の就労の実態
- 就労支援機関につなぐ上でのアセスメントのポイント
- 就労支援に係る制度、体制
- 就労支援における医療の役割

2. 就労支援機関

- 精神疾患の理解（入院から回復まで）
- 精神疾患の治療と薬物療法

3. 意見交換の場

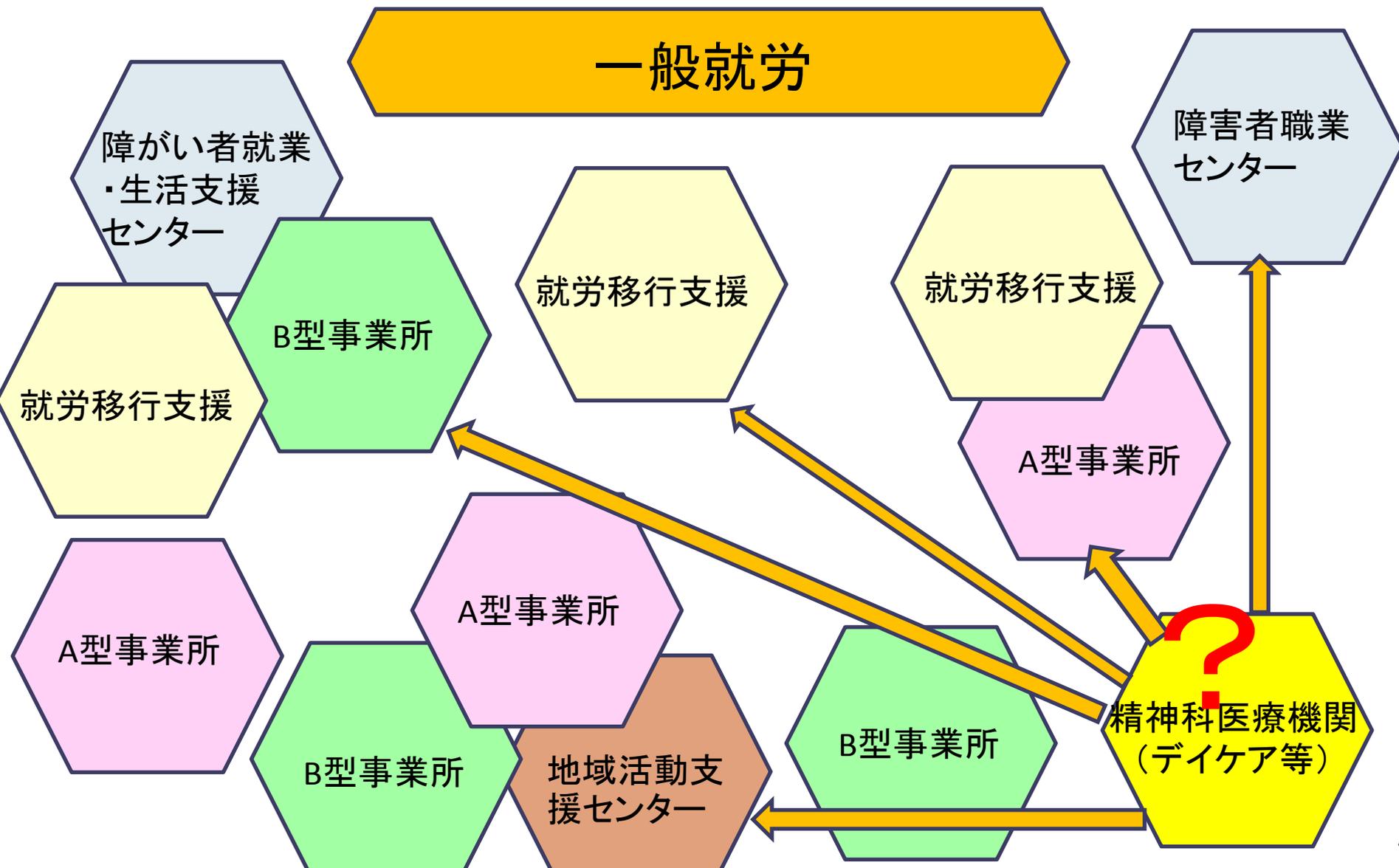
- 支援機関と医療機関が一緒に意見交換できる研修

「障害者就業・生活支援センターにおける精神障害者への
就労支援に関する全国実態調査」から

精神科医療機関の側からの戸惑い

- 精神科の患者の中では、デイケアを卒業して一般就労を目指す患者も増えてきている。
- この10年ほどの間に、地域の中に就労移行支援事業所や就労継続支援事業所といった就労に係る福祉系事業所が数多く設立されてきたが、どの事業所が一般就労に繋げる力量や実績を有しているのか、情報もなくて分からない。
- 情報がない中では、患者の住居に近いということで紹介することになるが、その施設が一般就労に向けた支援をほとんどしておらず、患者の希望に合わず後悔することが少なからずあった。

支援機関の数は増えたが、一体どこにつなげたら良いのか？



熊本市障がい者就労支援ガイドブック

- 熊本市障がい者自立支援協議会就労部会では、就職に向けた支援や訓練を望む障害のある方や関係者への事前情報として活用できるように、熊本市内にある障がい者の就労に取り組む各障害福祉サービス事業所からの就職実績やアピール点などをまとめた「熊本市障がい者就労支援ガイドブック」を作成（平成27年3月作成）。
- 就職実績としては、過去3年分の就職者数のほか、就労継続支援A型への就職者数や6か月以上就職継続者数も掲載。
- 本ガイドブックの作成に当たっては、熊本市障がい者就業・生活支援センターが中心的な役割を果たす。
- 本ガイドブックは、熊本市ホームページに掲載されているほか、「KP5000」（熊本5000プロジェクト）でも閲覧可能で、就職実績等の最新の情報も掲載。

KP5000 (熊本5000プロジェクト)

『施設プラグ』

「施設プラグ」とは、熊本市および近郊の福祉サービス事業所（移行支援、就労継続支援A型・B型、自立訓練）の情報を検索・確認できるシステムです。

なお、本システムへの情報登録は無料です。

登録を希望される事業所には、IDとパスワードを発行致します。

<http://www.kp5000.jp/plug/>



OPENしました！
KP5000スタッフ一同

18:38 49%

kp5000.sakura.ne.jp

施設プラグver 1.2

<<施設一覧	基本情報	事業所概要
就職実績	賃金（工賃）	アピール
紹介ムービー	カルテ一覧	アクセス・送迎
問い合わせ		

基本情報

更新日：2016.10.11

就労移行支援事業所
ココロの学校
オルタナ
herb & green-therapy
TEL.096-245-7265

id	30
事業所名	就労移行支援事業所ココロの学校オルタナ
種別	就労移行支援
郵便番号	861-5525

18:36 50%

kp5000.sakura.ne.jp

就職実績	賃金（工賃）	アピール
紹介ムービー	カルテ一覧	アクセス・送迎
問い合わせ		

就職実績

更新日：2016.10.11

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	総数
就職者数	0	2	2	4
うち就労A型	0	7	2	9
うち6ヶ月以上就職継続の方	0	2	1	3

個人情報保護に関して

Copyright © Human To Human LLC.
All Rights Reserved.

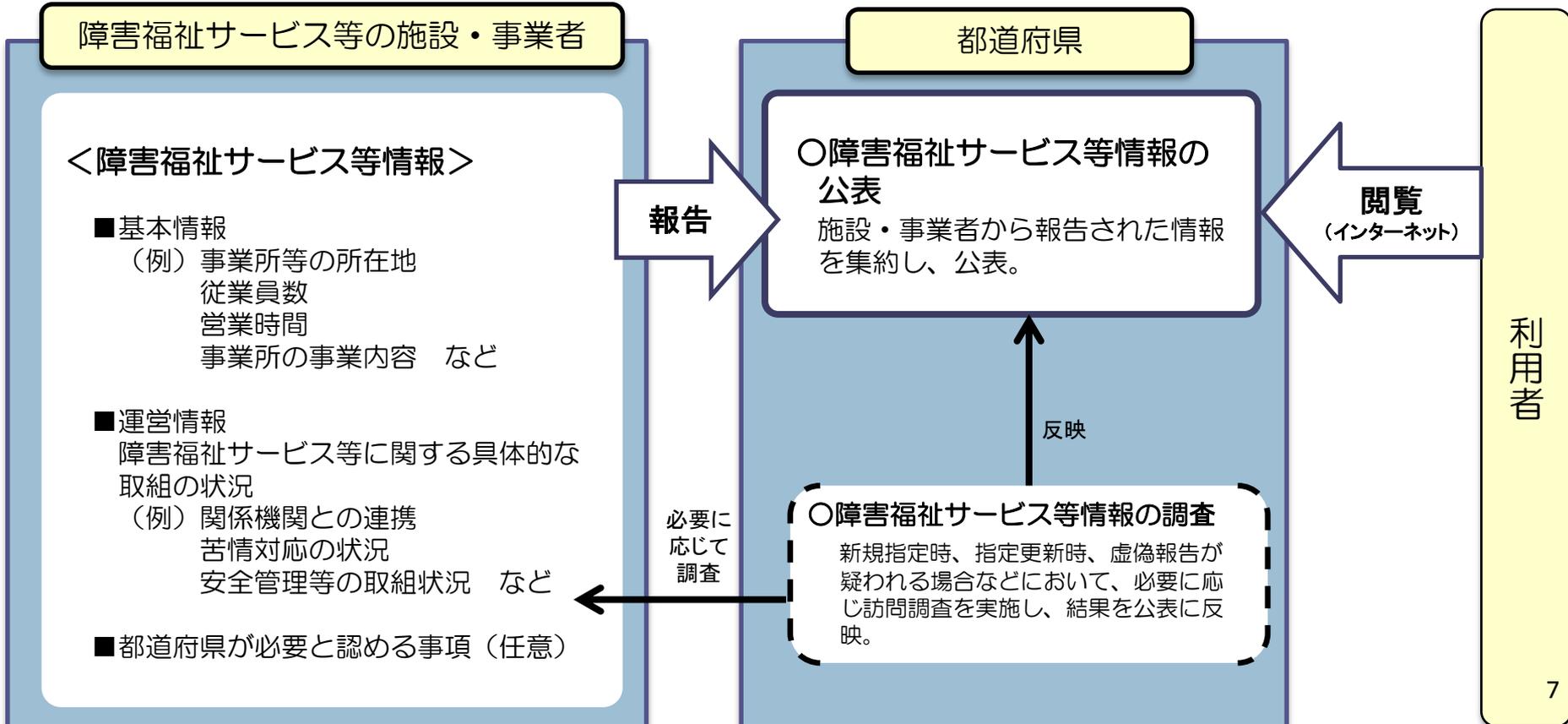
障害福祉サービス等の情報公表制度の創設

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。

※請求事業所数：平成22年4月 48,300事業所 → 平成27年4月 90,990事業所

- このため、①施設・事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設する。

※介護保険制度と子ども・子育て支援制度においては、同様の情報公表制度が導入されている。



「地域連携クリティカルパス」に学ぶ

- 急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるような診療計画を作成し、治療を受ける全ての医療機関で共有して用いるもの。
- 診療にあたる複数の医療機関が、役割分担を含め、予め診療内容を患者に提示・説明することにより、患者が安心して医療を受けることができるようにするもの。
- 内容としては、施設ごとの診療内容と治療経過、最終ゴール等を診療計画として明示。
- 回復期病院では、患者がどのような状態で転院してくるかを把握できるため、改めて状態を観察することなく、転院早々からリハビリを開始できる。
- これにより、医療連携体制に基づく地域完結型医療を具体的に実現する。

「地域連携就労支援パス」を作る

- 「特別支援学校卒業時に一般就労できなかった者」や「精神科医療機関の利用者で直ちに一般就労を目指すのが難しい者」等が地域の就労支援機関を経て早期に一般就労できるような支援計画を作成し、支援に関わる全ての支援機関で共有して用いるもの。
- 支援に関わる支援機関(就労支援機関、特別支援学校、医療機関、生活支援機関等)が役割分担を含め、予め支援内容を利用者に提示・説明することにより、安心して一般就労に向けて取り組めるようにするもの。
- 内容としては、支援機関ごとの支援内容と支援経過、最終ゴール等を支援計画として明示。
- 地域で一般就労に向けた支援に関わる機関が明確となり、各機関が連携して対応することで、一般就労に着実に繋げる体制が構築される。

精神障害者等に対する雇用支援の拡充

ー平成29年度予算案での対応ー

(1) 精神障害者等に対する総合的な雇用支援の拡充

①ハローワークに「精神障害者雇用トータルサポーター」を配置し、精神障害者に対するカウンセリング、事業主に対する相談援助等の支援を行う体制を強化する。

②精神障害者の就労支援に前向きな医療機関の開拓、医療機関に対する就労支援に関する相談援助、ノウハウの収集、精神障害者の就労支援ノウハウを普及すセミナーの実施を、精神科医療機関等に委託して実施する。

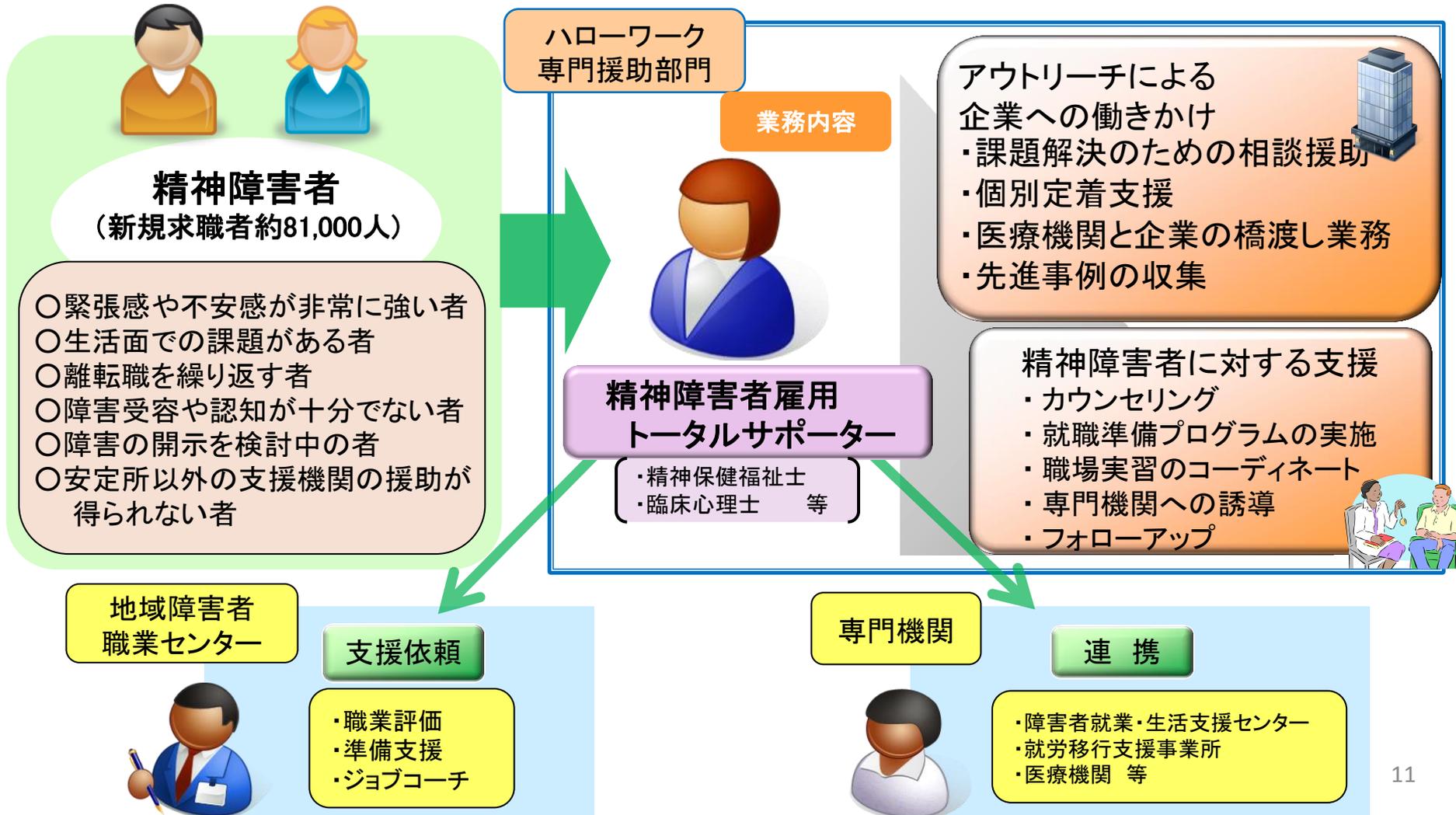
③「精神科医療機関とハローワークの連携モデル事業」の実施個所数を拡充するとともに、地域の医療機関に対してモデル事業の取り組み状況に付いて普及・啓発を図る。

(2) 障害者トライアル雇用事業の実施

精神障害者雇用トータルサポーター

概要

ハローワークにおいて、求職者本人に対するカウンセリングや就職に向けた準備プログラムを実施するとともに、企業に対して精神障害者の雇用に関する意識啓発などの業務を実施



精神科医療機関とハローワークの連携モデル事業の実施

1 目的

都市部のハローワークにおいて、就労支援プログラム等を実施する医療機関と連携したモデル事業を実施し、当該医療機関との信頼関係を構築するとともに、地域の他の医療機関に対してもハローワークでの取組状況について普及・啓発を図り、医療機関との連携を推進することとする。

2 事業実施体制

連携対象医療機関

- ①一定の実績のある就労支援プログラムを実施。
- ②支援対象者の就職可能性が確認できる。
- ③事業実施体制の整備がされている。

医療機関就労支援プログラム担当者

事業周知・参加希望者の把握

協定締結

- ①事業実施計画
- ②個人情報の相互利用・守秘義務

連携・調整

支援対象者

- ①求職登録者・離職中である者(在職者は除く)
- ②障害を事業主に開示して就職支援を受けることに同意した者
- ③両機関で個人情報を共有することに同意している者

事業実施ハローワーク



事業責任者(HW統括職業指導官等)
※精神障害者雇用トータルサポーター
※就職支援コーディネーター(医療機関連携担当)

「就労支援チーム」による就職支援

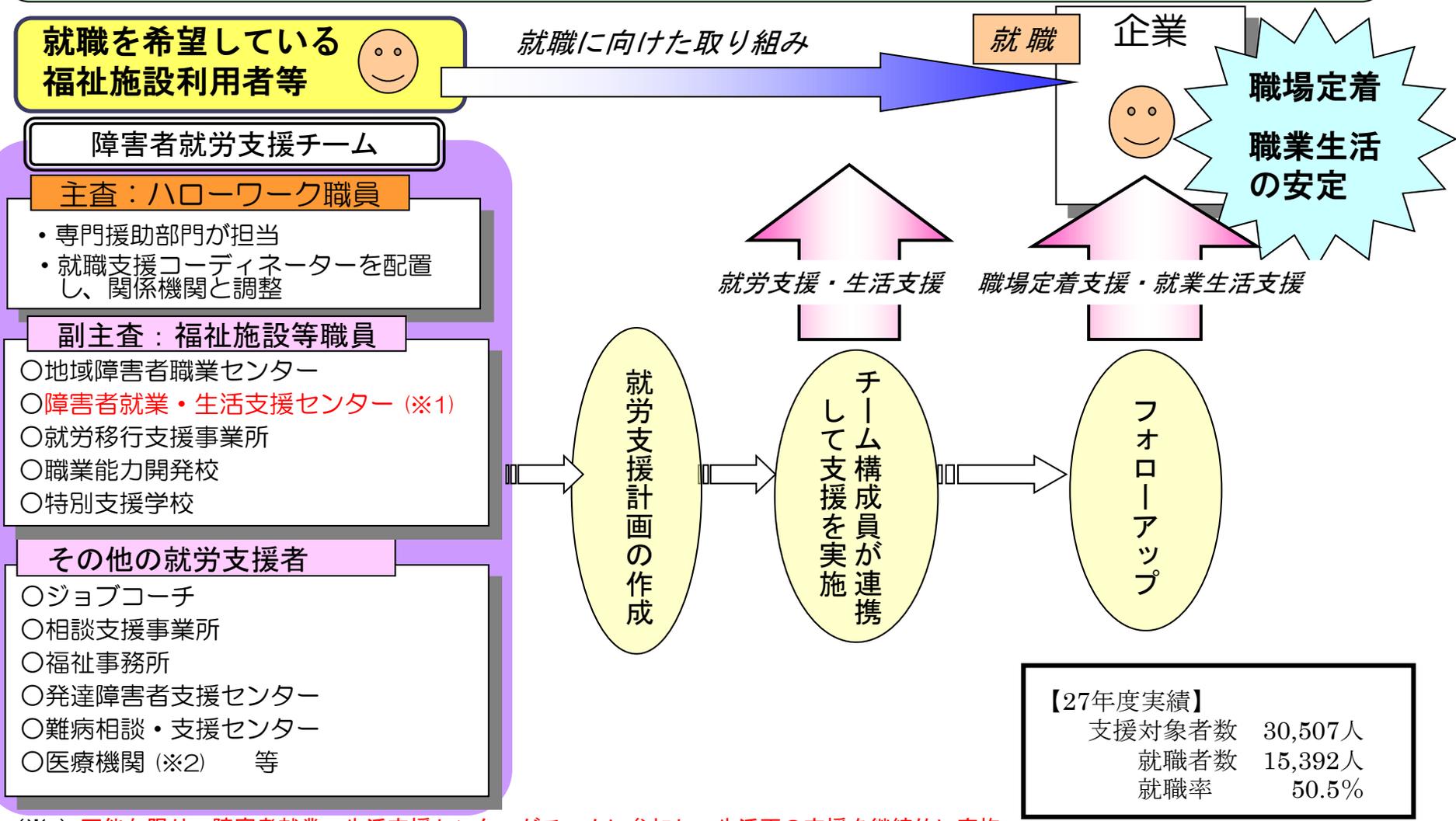
3 事業内容等

- 主治医等として医療機関の関与は継続。就労支援の観点から支援対象者を医療機関からハローワークに引き継ぐ。
- 支援方法については、「**チーム支援事業**」を活用し、支援期間は原則6ヶ月以内とする。
- 想定される支援内容は次のとおり。

- ①職業相談・紹介、キャリアコンサルティング、就職ガイダンス(履歴書の書き方等)、職業訓練あっせん等の就労支援サービス
- ②職場実習等の機会の積極的な提供
- ③3ヶ月目と支援期間終了時に医療機関側の担当者を含めたケース会議の開催
- ④職場定着支援等のフォローアップ支援の実施

障害者就労に向けたハローワークを中心とした「チーム支援」

○ 福祉施設等の利用者をはじめ、就職を希望する障害者一人ひとりに対して、**ハローワーク職員(主査)と福祉施設等の職員、その他の就労支援者がチームを結成し、就職から職場定着まで一貫した支援を実施(平成18年度から実施)**



(※1) 可能な限り、障害者就業・生活支援センターがチームに参加し、生活面の支援を継続的に実施。

(※2) 支援対象者が医療機関を利用している場合は、医療機関に対してチームへの参加を積極的に依頼。

福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業

企業での雇用についての理解促進及び職場実習の総合的かつ効率的な推進を図るため、労働局において関係機関と連携した「福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業」を実施

労働局による事業計画の策定

- 地域の関係機関による雇用移行推進連絡会議を設置し、意見を聴取
- 地域の状況・ニーズを踏まえた、事業の効率的、効果的な実施に係る企画立案

企業就労理解促進事業

就労支援セミナー

○企業での就労に関する理解や就労支援の方法への基礎的知識を高めるためのセミナー

就労支援機関等の職員、利用者その保護者を対象としたセミナー

企業での就労に向けた課題と支援方法、企業で働いている障害者、障害者を雇用している事業主の体験談等

特別支援学校の教職員や生徒その保護者を対象としたセミナー

卒業後の進路、企業での雇用の意義・メリット等

医療機関等の職員、医療機関を利用する精神障害者等を対象としたセミナー

職員を対象に精神障害者等を支援する機関と連携について等や利用者を対象とした、就労支援機関の活用や求職活動の方法等

発達障害者等への就職支援に課題を抱えている大学等の教職員を対象としたセミナー

自己の特性に関する理解の促進に向けた指導に関する助言等

事業所見学会

○一般就労への具体的な理解を深め、就職への動機づけのための見学会

就労支援機関等(大学等含む)の職員、利用者を対象とした企業見学会

障害者の雇用経験を豊富に有する企業において障害者が働く様子や働く障害者の体験談、企業が求める能力等の見学

○経験の浅い就労支援機関等の職員、ノウハウの不足している企業担当者が見学会

就労支援機関の職員等を対象とした就労支援機関見学会

一般就労への移行実績のある就労支援機関における障害者の作業指導等の見学

企業の人事担当者等を対象とした企業見学会

障害者雇用に先進的に取り組んでいる企業での業務の切り出し、他部署との調整、社内の意識啓発等の見学

障害者職場実習

就労支援機関またはハローワークにて実施

○企業において障害者が就労を体験する職場実習を通じて、障害者本人やその保護者、福祉施設・特別支援学校・医療機関の職員等と企業との相互理解を深めるための職場実習

職場実習の流れ

- ①事業所の把握、情報のリスト化
 - ②事業所リストの提供
 - ③実習希望の申入れ
 - ④実習受入依頼
 - ⑤実施計画の作成
 - ⑥実習の実施(5日～10日/回)
 - ⑦謝金の支払(中小企業等)
- ◀一定の要件を満たす場合▶
- ・保険への加入
 - ・実習指導員の派遣

職場実習のための合同面接会の実施

職場実習受入候補事業所と特別支援学校の生徒・保護者、就労支援機関、医療機関等の利用者等が一堂に会する面接会を開催し、職場実習の機会の確保を図る。

就職支援コーディネーター(局に配置)

就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設

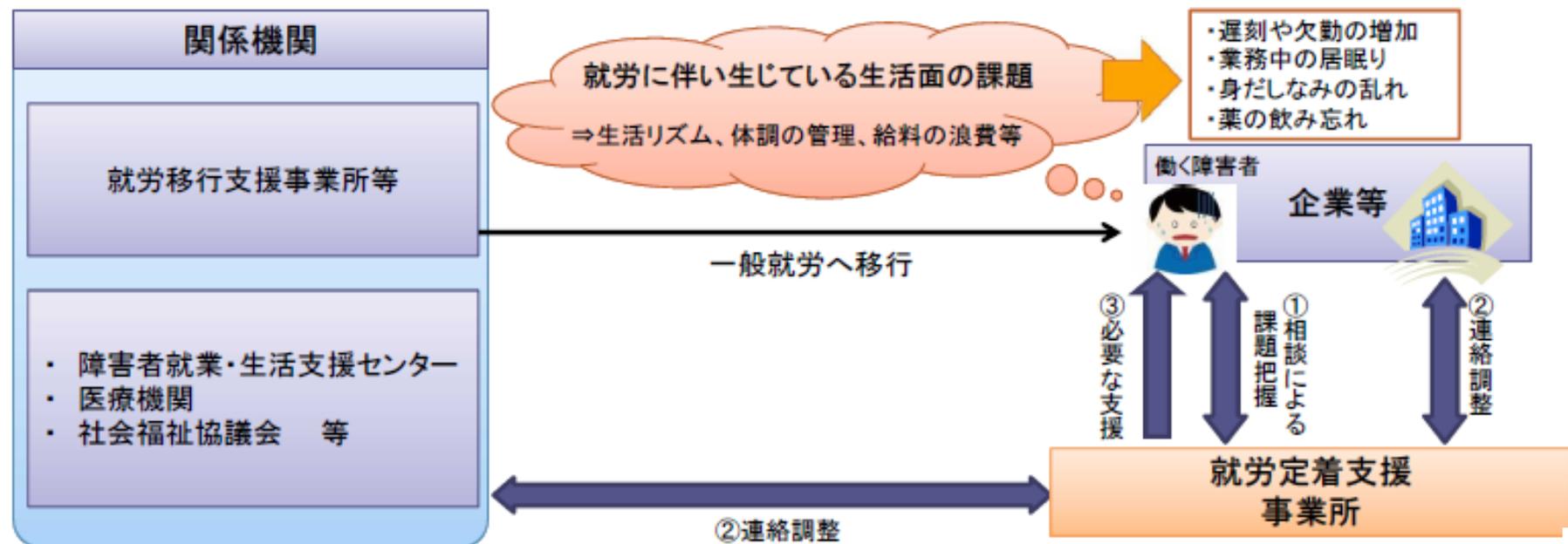
- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられる。
- このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。

対象者

- 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

支援内容

- 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。
- 具体的には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施。



「医療機関の障害者雇用ネットワーク」



ホームページを活用ください

<http://medi-em.net>